

平成 30 年 12 月 14 日

各 位

会 社 名 ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 山下 尚登
(コード番号 9265 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 伊藤 秀憲
(TEL 092-726-8200)

「指名・報酬委員会」の設置に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 12 月 14 日開催の取締役会において、取締役会の任意の諮問委員会として「指名・報酬委員会」を設置することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 指名・報酬委員会設置の目的

取締役等の指名や報酬等に関する評価・決定プロセスを透明化・客観化することで監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役会の任意の諮問機関として同委員会を設置することにいたしました。

2. 指名・報酬委員会の役割

取締役会の諮問に基づき、次の各事項を審議し、提言を行います。

- (1) 取締役の選任・解任(株主総会決議事項)に関する事項
- (2) 代表取締役の選定・解職に関する事項
- (3) 取締役(監査等委員を除く)の報酬等に関する事項
- (4) 取締役(監査等委員)の報酬限度額(株主総会決議事項)に関する事項
- (5) 後継者計画(育成を含む)に関する事項
- (6) その他経営上の重要事項で、取締役会が必要と認めた事項

3. 指名・報酬委員会の構成

同委員会の委員は4名で構成し、うち過半数は独立社外取締役といたします。

なお、同委員会設置時における委員は、代表取締役1名および独立社外取締役3名とし、委員長は同委員会の決議により、委員の中から選任いたします。

4. 指名・報酬委員会の設置日

平成 30 年 12 月 14 日

以 上